

2020（令和2）年度 相模女子大学中学部高等部後援会 事業報告

（令和2年4月1日～令和3年3月31日）

後援会事業

2020(令和2)年度は新型コロナウイルス感染症蔓延のため、後援会の事業は変則的なものとなりました。

- * **総会** : 会員が一堂に会する総会を中止し、理事会の書面審議により承認決定しました。総会に関することは後援会のホームページに載せました。
- * **学校行事参加** : 学校の教育活動状況を判断し、後援会としての参加は見送りました。
- * **嗟雅美 53号発行** : 3月に発行しました。
- * **事務局会議** : 必要最小限開催しました。

6月 6日 会計監査

7月 6日 事務局会議 議案書送付

12月 8日 事務局会議

* オンラインでの打ち合わせも複数回行いました。

教育活動支援事業

後援会事業と同様、手探りで進みながらできる範囲で行いました。

- * 部活動補助 * 特別活動補助 * 芸術鑑賞会補助
- * 全新入生へ校章寄贈 * 教室環境整備補助 * 白木祭補助

2021（令和3）年度 相模女子大学中学部高等部後援会 事業計画

（令和3年4月1日～令和4年3月31日）

後援会事業

- * 総 会： 理事会の書面審議により決定します。
- * 研 修 会： コロナ感染状況を見て判断します。
- * 瑳雅美54号： 3月に発行します。
- * 学校行事参加： 状況を見て参加します。
- * そ の 他： 役員会 事務局会議 不定期に開催予定

新型コロナウイルス感染症の流行状況を見ながら新たな事業を計画する

こともあります。

- * ホームページを活用し、後援会の情報をお伝えします

教育活動支援事業

状況を見ながら支援事業を続けます。

- * 部活動補助 * 生徒募集対策費補助 * 特別活動補助 * 全新入生へ校章寄贈
- * 教育環境整備補助 * その他

相模女子大学中学部高等部後援会
会則変更 令和3年4月

旧	新
第一章	
第一条 (略)	同左
第二条 本会は、相模女子大学中学部高等部(以下中学部高等部と称す)の教育・研究の達成に協力し、 <u>私学教育会の昂揚</u> と会員相互の親睦を図り、もって中学部高等部発展に寄与することを目的とする。	本会は、相模女子大学中学部高等部(以下中学部高等部と称す)の教育・研究の達成に協力し、会員相互の親睦を図り、もって中学部高等部発展に寄与することを目的とする。
第三条～第七条 (略)	同左
第三章 総会	同左
第十条	
1. 総会は定時総会・臨時総会とする。総会は会長が招集し、会長が議長となる。	同左
2. 定時総会は、毎年度一回とする。ただし、やむを得ない事由がある時は時期を変更する事ができる。	定時総会は、 <u>毎年度一回、会計年度終了後二か月以内に開催する。</u> ただし、やむを得ない事由がある時は時期を変更する事ができる。
3. 臨時総会は、役員会が必要と認めた場合開催する。	同左
4. 次の事項は総会の議決又は承認を受けなければならない。	同左
(1) 会則の変更に関する事項	同左
(2) 収支決算報告書及び予算案	同左
(3) 事業報告及び事業計画案	同左
(4) その他の重要事項	同左
5. 総会の議決は出席会員の過半数を同意とし、可否同数のときは議長が決める。	同左
	6. <u>天変地異、その他不測の事態の発生により総会の開催が困難と危惧される場合には、会長・副会長の判断に基づいて、総会に代えて役員会において第4項に定める事項の議決又は承認を行うことができる。この場合、役員会は書面により開催することができる。</u>

第四章 役員会	
第十一条	
1. 役員会は名誉会長・顧問・会長・副会長・常任理事・理事・監事をもって構成する。	役員会は名誉会長・顧問・ <u>参与</u> ・会長・副会長・常任理事・理事・監事をもって構成する。
2. 役員会は会長が招集し、議長となる。	同左
3. 役員会は過半数の出席(委任状を含む)をもって成立し、議決は出席者の過半数の賛成を要する。可否同数のときは議長が決める。	役員会は過半数の出席(委任状を含む)をもって成立し、議決は出席者の過半数の賛成を要する。可否同数のときは議長が決める。 <u>ただし、第十条第6項に基づいて開催される役員会においては、議決に役員会構成員の過半数の賛成(委任状を含む)を要し、更に、会長・副会長は表明された意見のすべてを吟味したうえで最終決定を下すものとする。</u>
4. 次の事項は役員会の議決を経なければならない。	同左
(1) 総会に関する事項	同左
(2) 会務の運営に関する事項	同左
(3) その他の重要事項の審議	同左
第七章 附則	
第十五条 本会則は、昭和五十年七月二十六日から施行する。	同左
変更履歴	
	<u>令和三年六月一日 一部改訂</u>

令和3年度 後援会役員

顧問	江原 周	須山 英治	竹下 昌之	徳間 和男	
	名塚 義明	衛藤 武市	山本 淳一		
参与	原野 聡美				
会長	松嶋 正樹				
副会長	栞原 洋	清水 寿美江	篠崎 裕二		
常任理事	相原 勇	原 由起江	平野 清人	三田村るり子	武藤みさ子
理事	飯野 照子	上杉 勲	沖 正史	小埜 京子	小俣 知子
	菊地 時男	木佐貫初枝	北島 宏幸	北原恵美子	熊谷 操
	駒井 和子	小松田 茂	後藤 満代	相良 由子	鷺山 信昭
	杉崎 信一	高野 義宣	高橋 淳子	高橋 良典	土居 久美
	根本貫太郎	馬場 鋼平	平山 裕子	目代 雅彦	望月亜弥子
	柳原 伸一	山岸 英治			
監事	川口 恭正	熊谷 圭子			
事務局	内藤 圭一 (事務局長)				
	青山 容子	北島 宏幸	熊谷 圭子	原 由起江	平本美恵子
	三澤美都代	三田村るり子	武藤みさ子	望月亜弥子	山口 充世
	栗原 寛昌	鈴木 大伍	田島 稔	堀 桃子	